

平成 27 年 11 月 30 日  
地域振興部市町村振興課  
財政第二係  
担当：尾崎・小林  
電話：0742-27-8474（直通）  
（内線 2263）

## 報道資料

### 宇陀市保養センター美榛苑の経営健全化計画にかかる 実施状況報告の概要について

宇陀市より平成 26 年度決算との関係を明らかにした経営健全化計画の実施状況について報告がありましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）の規定に基づき、その概要を公表します。

#### （参考）本公表について

法第 24 条において準用する法第 6 条の規定により、経営健全化計画を定めた地方公共団体の長は、前年度における計画の実施状況について、都道府県及び指定都市の長にあっては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあっては都道府県知事に報告し、総務大臣及び都道府県知事はその概要を公表することとされています。

奈良県内においては、当該計画を定めている団体は 1 団体 1 会計（宇陀市保養センター事業特別会計）あり、毎年度、前年度における計画の実施状況について公表しています。

奈良県宇陀市 保養センター事業特別会計  
経営健全化計画実施状況報告(要旨)

1 計画と具体的な措置の状況

- ・平成 22 年 10 月 1 日から株式会社休暇村サービスによる指定管理運営を行っており、宇陀市保養センター事業特別会計は同日から宇陀市商工観光課の主管となり、引き続き宇陀市保養センター事業特別会計とその経営健全化計画の管理をしていくことになった。
- ・平成 26 年度の一般会計からの繰入については、平成 25 年度に変更した計画どおりに実施した。
- ・資金不足額及び資金不足比率は前年に比べて大きく減少した。しかし、指定管理者の営業収益が当初計画に対して少額だったこと等の要因により、資金不足比率は計画どおりの減少には至らなかった。

2 資金不足額解消の状況

(単位: 千円)

区分 \ 年度	計画初年度の 前年度	計画初年度 (平成 21 年度)	平成 22 年度 (第 2 年度)	平成 23 年度 (第 3 年度)
当初計画 A		98,216	64,200	△144,581
解消実績額 B		43,911	△6,909	91,870
現在計画 C		—	—	—
B-A 又は C-A		△54,305	△71,109	236,451
資金不足額	1,276,441	1,232,530	1,239,439	1,147,569

区分 \ 年度	平成 24 年度 (第 4 年度)	平成 25 年度 (第 5 年度)	平成 26 年度 (第 6 年度)	平成 28 年度 (第 8 年度)
当初計画 A	70,480	△93,905	351,537	262,404
解消実績額 B	80,272	△65,722	332,809	—
現在計画 C	—	—	332,809	262,404
B-A 又は C-A	9,792	28,183	△18,728	0
資金不足額	1,067,297	1,133,019	800,210	360,683

年度 区分	平成 32 年度 (第 12 年度)
当初計画 A	174,709
解消実績額 B	—
現在計画 C	174,709
B-A 又は C-A	0
資金不足額	—

備考

- 1 「現在計画 C」とは、現時点での解消見込額のことをいう。

### 3 資金不足比率の状況

(単位：%)

年度 資金 不足比率	計画初年度 の前年度	計画初年度 (平成 21 年度)		平成 22 年度 (第 2 年度)		平成 23 年度 (第 3 年度)	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率	275.1	267.8	291.2	237.0	333.7	251.7	316.1

年度 資金 不足比率	平成 24 年度 (第 4 年度)		平成 25 年度 (第 5 年度)		平成 26 年度 (第 6 年度)		平成 28 年度 (第 8 年度)
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
資金不足比率	224.2	287.2	306.1	297.2	213.6	215.2	94.9

年度 資金 不足比率	平成 32 年度 (第 12 年度)
	計画値
資金不足比率	—

## 参考

### 〈 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制度解説 〉

#### ○資金不足比率の公表

公営企業を経営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準※以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。（※経営健全化基準：20%）

経営健全化計画を定めた地方公共団体の長は、前年度における計画の実施状況について、都道府県及び指定都市の長にあつては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあつては都道府県知事に報告し、総務大臣及び都道府県知事はその概要を公表することとされています。

#### 〈 資金不足比率の概要 〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

##### ・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－ 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－歳入額）－ 解消可能資金不足額

##### ※解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

##### ・事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。